

平成27年度弁理士試験論文式筆記試験問題

〔国際私法〕

自動車メーカーであるA国法人のP社は、新興の企業であって、技術力・ブランド価値の低さから、国際市場で広く販売することは困難であり、その製造する自動車を、A国及びB国のディーラーを通じてのみ販売していた。B国在住のB国人Qは、P社の製造した自動車（以下、「本件自動車」という。）をB国の自動車ディーラーR社から割賦販売にて購入した。

Qは、自ら本件自動車を運転していたが、購入から1年後、これをB国の中古自動車ディーラーS社に売却した。そして、日本の外国中古車ディーラーのT社の買い付け担当者は、日本ではほとんど知られていないP社製の本件自動車に関心を示し、これをB国内でS社から買い入れ、T社はB国から日本に本件自動車を輸入した。

日本在住の日本人UはT社から本件自動車を購入して運転中、タイヤが縁石に軽くぶつかったところ、エアバッグが誤作動し、しかも衝撃が大きすぎて、Uは大きなけが（怪我）を負ってしまった（以下、「本件事故」という。）。

以上の事実関係を前提に、下記の設問に答えよ。

- (1) R社とQとの本件自動車の売買契約においては、Qが本件自動車の売買代金を全額支払うまで、R社が本件自動車の所有権を留保するものとされていた。そして、QがS社に本件自動車を売却した時点で、QのR社への支払が完済に至っていなかった。UがT社との売買契約により適法に所有権を取得したといえるか否かについては、いずれの国の法によって判断されるか。
- (2) Uは本件事故の原因が、本件自動車のエアバッグの不具合にあると主張し、P社及び本件自動車のエアバッグを生産したC国のV社（専らP社にのみエアバッグを供給していたものとする）に対して損害賠償請求訴訟を日本の裁判所に提起した。日本の裁判所はこの訴えについて国際裁判管轄を有するか。必要があれば、P社に対する訴えとV社に対する訴えを分けて論じること。
- (3) 上記(2)において、我が国の国際裁判管轄が認められた場合、UのP社及びV社に対する損害賠償請求の可否はいずれの国の法によって判断されるか。

【100点】